

第3章 事業の実施を予定している区域及び その周囲の概況

第3章 事業の実施を予定している区域及びその周囲の概況

事業の実施を予定している区域及びその周囲の概況は、国、広島県及び広島市が公表している資料等に基づき整理した。

調査対象地域は、原則として計画地が位置する中区とし、必要に応じて西区、南区及び東区についても対象とした。

3.1 自然的状況

3.1.1 大気環境

(1) 気象

平成30年～令和4年における平均気温は16.8～17.2℃、平均風速は3.2～3.3m/s、最大風速は14.4～16.6m/s、最多風向は北北東、降水量は1,212.5～2,267.0mm、日照時間は2,086.7～2,181.8時間である。

(2) 大気質

① 大気汚染物質

広島市では市内11ヶ所の大気測定局において大気汚染の状況を常時監視しており、計画地周辺の大気測定局は、一般環境大気測定局（以下「一般局」という。）である三篠小学校測定局及び皆実小学校測定局、自動車排出ガス測定局（以下「自排局」という。）である紙屋町測定局及び比治山測定局が設置されている。

計画地周辺の大気測定局における大気質の測定結果（令和3年度）は、光化学オキシダントで環境基準を達成していないが、その他の大気汚染物質については環境基準を達成している。また、過去5年（平成29年度～令和3年度）の大気質の年平均値の推移は、減少もしくは横ばい傾向にある。

② 有害大気汚染物質

計画地周辺では、自排局である比治山測定局で有害大気汚染物質の測定が行われている。

③ ダイオキシン類（大気質）

計画地周辺では、計画地南側約1kmにある国泰寺中学校でダイオキシン類（大気質）の測定が行われている。ダイオキシン類（大気質）の測定結果（令和2年度）は、環境基準を達成している。

④ 大気汚染に係る公害苦情の状況

「令和4年度版 広島市の環境（広島市環境白書）」（令和5年3月、広島市環境局）によると、令和3年度の広島市における大気汚染に係る公害苦情の受理件数は32件である。

(3) 騒音及び振動

① 騒音・振動

道路交通騒音の調査地点は、計画地周辺の道路沿道 3 地点で測定が行われている。なお、計画地周辺では、環境騒音・振動、道路交通振動の測定は行われていない。

道路交通騒音の測定結果（令和 2 年度）は、昼間で67～70dB、夜間で62～65dBである。

② 騒音・振動に係る公害苦情の状況

「令和 4 年度版 広島市の環境（広島市環境白書）」によると、令和 3 年度の広島市における騒音・振動に係る公害苦情の受理件数は147件である。

(4) 悪 臭

計画地周辺では、悪臭の測定は行われていない。また、「令和 4 年度版 広島市の環境（広島市環境白書）」によると、令和 3 年度の広島市における悪臭に係る公害苦情の受理件数は40件である。

3.1.2 水環境

(1) 水 質

水質の調査地点は、計画地周辺の河川 3 地点で測定が行われている。

また、「令和 4 年度版 広島市の環境（広島市環境白書）」によると、令和 3 年度の広島市における水質汚濁に係る公害苦情の受理件数は66件である。

ダイオキシン類（水質）の調査地点は、計画地周辺の河川 3 地点で測定が行われている。

(2) 底 質

底質の調査地点は、計画地周辺の河川 5 地点で測定が行われている。

ダイオキシン類（底質）の調査地点は、計画地周辺の河川 3 地点で測定が行われている。

(3) 地下水

地下水質の調査地点は、計画地周辺の 2 地点で測定が行われている。なお、計画地周辺では、ダイオキシン類（地下水質）の測定は行われていない。

(4) 水 象

計画地周辺の主な河川は、太田川水系の太田川、天満川、旧太田川、元安川、京橋川、猿猴川が流れている。

3.1.3 土壤環境

(1) 地形及び地質

① 地 形

「土地分類基本調査図(都道府県土地分類基本調査)地形分類図」(昭和54年3月、広島県)によると、計画地は三角州となっている。

② 地 質

「地質図」(平成3年1月、通商産業省工業技術院 地質調査所)によると、計画地は氾濫原・三角州及び旧海浜堆積物 礫・砂及びシルトが分布している。

(2) 地盤沈下

計画地周辺(広島県庁付近)のボーリングデータは、計画地周辺の地盤は表層から1mの深さまで砂質土、砂利・礫混り砂があり、その下層1~1.5mにN値が20程度の砂利・礫混り砂質土、深さ1.5~11m程度にN値が20程度以下の砂、深さ11~12m程度にN値が10~20程度の火山灰、深さ12~24m程度にN値が10程度以下の粘性土、砂、深さ24m程度以下にN値が50より大きい堅固な礫が出現する。

また、「令和2年度 全国の地盤沈下地域の概況」(令和4年3月、環境省 水・大気環境局)によると、広島平野で地盤沈下が報告されている。なお、「令和4年度版 広島市の環境(広島市環境白書)」によると、令和3年度の広島市における地盤沈下に係る公害苦情の受理件数は0件である。

(3) 土壤汚染

広島市では平成12年度よりダイオキシン類(土壤)の調査を実施しており、中区ではこれまで19地点で測定が行われている。また、「令和4年度版 広島市の環境(広島市環境白書)」によると、令和3年度の広島市における土壤汚染に係る公害苦情の受理件数は0件である。

なお、「土壤汚染対策法に基づく要措置区域等の指定状況」(広島市ホームページ、更新日:令和5年11月30日)によると、計画地には、「土壤汚染対策法」(平成14年5月、法律第53号)に基づく要措置区域及び形質変更時要届出区域はない。

3.1.4 生物環境

(1) 動物

「広島県の絶滅のおそれのある野生生物（第4版）ーレッドデータブックひろしま2021ー」（令和4年3月、広島県）によると、中区では「絶滅」が2種、「絶滅危惧Ⅰ類」が1種、「絶滅危惧Ⅱ類」が4種、「準絶滅危惧」が17種、「情報不足、地域個体群」が2種の合計26種が選定されている。

なお、計画地は市街地に位置しており、希少な野生動物は生息・生育していないと考えられる。

(2) 植物

「1/25,000植生図（広島）」（環境省自然環境局生物多様性センターホームページ）によると、計画地及びその周辺は市街地に位置しており、広島城、平和記念公園、平和大通り沿いに残存・植栽樹群落をもった公園、墓地等がみられる。

「広島県の絶滅のおそれのある野生生物（第4版）ーレッドデータブックひろしま2021ー」によると、中区では「絶滅危惧Ⅰ類」が1種、「絶滅危惧Ⅱ類」が3種、「準絶滅危惧」が2種の合計6種が選定されている。

なお、計画地では、自然植生や注目される種、群落は生息・生育していないと考えられる。

(3) 生態系

計画地は市街地に位置しており、自然的構成要素はほとんどなく、生態系は形成されていないと考えられる。

3.1.5 景観等

(1) 景観

「広島市景観計画」（令和3年10月、広島市）によると、計画地周辺はデルタ市街地に位置付けられており、計画地の位置する中心市街地では、戦災復興土地区画整理事業等の面整備などにより、平和記念公園や中央公園、平和大通り、河岸緑地など広島を特徴づける空間が創出されるとともに、道路などの都市基盤が整備され、秩序ある街区による街並みが形成されている。また、計画地の位置する紙屋町・八丁堀地区は、広島陸の玄関である広島駅周辺地区とともに都心の東西の核として位置付けられており、相互に刺激し高め合うような「楕円形の都心づくり」が進められている。西の核である紙屋町・八丁堀・本通り周辺の市街地には、様々な機能が集積し、にぎわいのある都市空間が形成されている。

計画地周辺の主な景観資源としては、原爆ドーム、平和記念公園、広島平和記念資料館、旧日本銀行広島支店等がある。

(2) 人と自然との触れ合いの活動の場

計画地周辺の人と自然との触れ合いの活動の場としては、大手町第一公園及び袋町公園等の公園がある。なお、計画地には、人と自然との触れ合いの活動の場は存在しない。

(3) 文化財

計画地周辺の文化財としては、頼山陽居室、旧日本銀行広島支店、白神社の岩礁等がある。また、被爆建物としては、広島アンデルセン、袋町小学校平和資料館、旧日本銀行広島支店等がある。なお、計画地には、文化財等は確認されていない。

3.1.6 環境負荷

(1) 廃棄物

① ごみ

広島市における令和3年度のごみの総量は、392,939 tである。

② し尿

広島市における令和3年度のし尿及び浄化槽汚泥の収集量及び処理量は、49,490 k1である。

(2) 温室効果ガス

広島市における令和3（2021）年度（速報）の温室効果ガスの総排出量は692.2万トン-CO₂であり、基準年度である平成25（2013）年度と比較して21.3%減少している。

3.1.7 一般環境中の放射性物質

計画地周辺では、計画地南東側約1.7kmに位置する広島県健康福祉センター（所在地：広島市南区皆実1-6-29）に設置されているモニタリングポスト近傍において、生活空間と同じ地上1 mの高さで、可搬型サーベイメータを用いて空間線量率の測定が月に1回行われている。

空間線量率の測定結果（令和3年度）は、平均値は0.092 μ Sv/hである。

3.2 社会的状況

3.2.1 面積・人口等

令和3年における中区の面積は約15.32km²であり、広島市の約1.7%である。また、人口（総数）は136,264人であり、広島市の約11.5%である。

3.2.2 産 業

(1) 産業別事業所数・従業者数

中区では、「卸売業、小売業」の事業所数及び従業者数が最も多くなっている。

(2) 農業経営体数・基幹的農業従事者数・経営耕地面積

中区及び広島市では農業経営体は個人経営体が多く、経営耕地面積は田が最も多くなっている。

(3) 製造業の事業所数・従業者数・製造品出荷額等

中区では、令和元年の製造業の製造品出荷額等は9,666,536万円となっている。

(4) 卸売業・小売業の事業所数・従業者数・年間商品販売額

中区では、平成27年の卸売業の年間商品販売額は241,900,017万円、小売業の年間商品販売額は41,344,764万円となっている。

3.2.3 土地利用

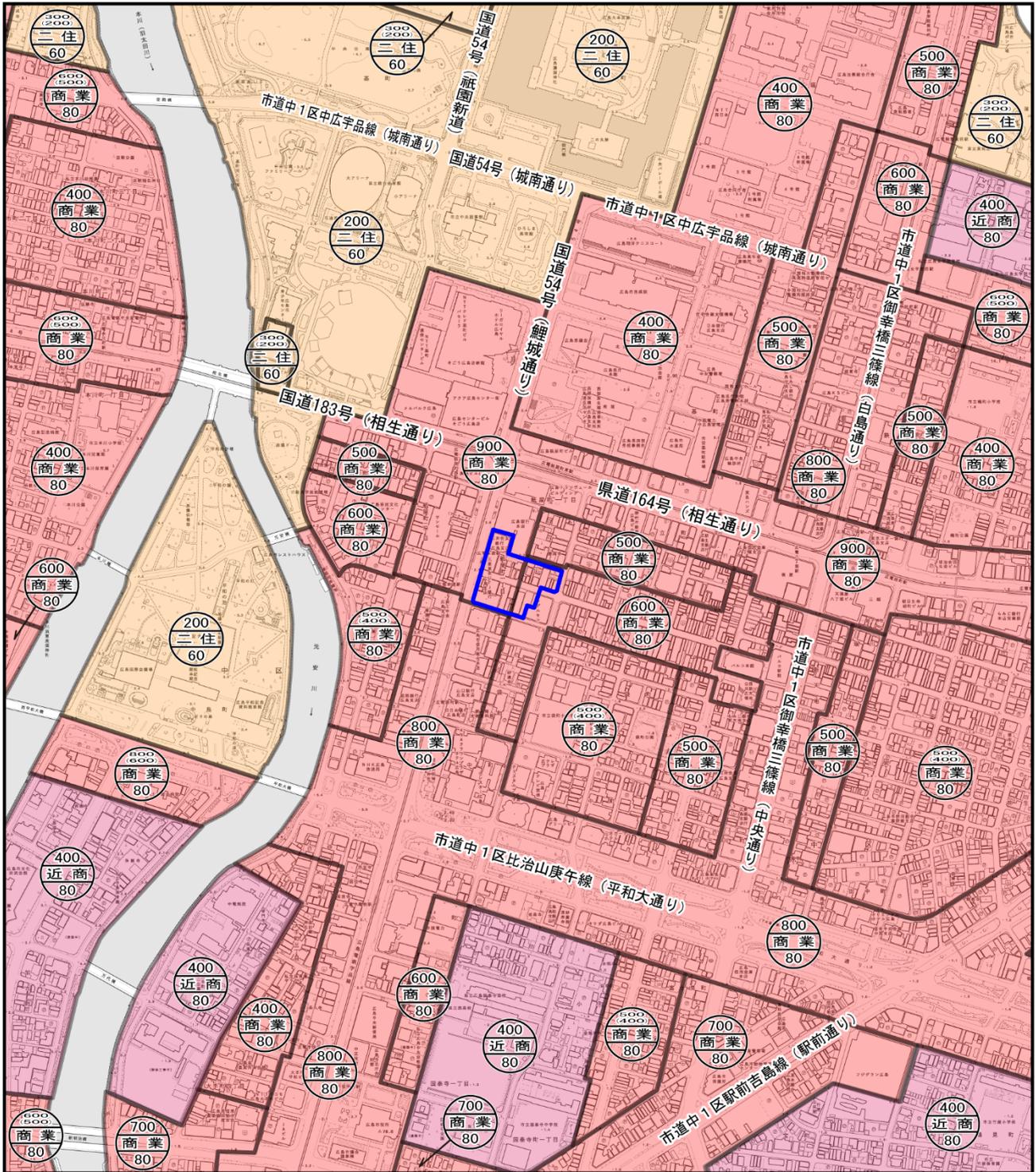
(1) 地目別土地面積

中区では、宅地の面積が最も多くなっている。

(2) 都市計画

中区では、商業地域の面積が最も大きくなっている。

また、計画地及びその周辺の用途地域の指定状況は図3.2-1に示すとおり、計画地の用途地域は商業地域となっている。



この地図は、広島市1:2,500地形図（最終更新日：令和2年4月1日）を使用している。

| | | | |
|---|--|--|---|
| <p>凡例</p> <p> 計画地</p> <p> 第二種住居地域</p> <p> 近隣商業地域</p> <p> 商業地域</p> | | <p>容積率 ※()内は地区計画に定める 容積率の要件に適合しない場合</p> <p>* * * 用途地域</p> <p>** 建蔽率</p> | <p style="text-align: center;">N</p> <p style="text-align: center;">↑</p> <p style="text-align: center;">S = 1 / 10,000</p> <p style="text-align: center;">0 100 200 300m</p> |
|---|--|--|---|

図3.2-1 用途地域の指定状況

3.2.4 水域利用

計画地周辺の旧太田川及び元安川には、内水面共同漁業権が設定されており、あゆ、こい、うなぎ、ふな、しじみ、えむしの漁業が行われている。また、旧太田川には海面漁業権（共同）が設定されており、あさり、えむしの漁業が行われている。

3.2.5 交通

(1) 道路

計画地周辺における主な道路の状況は、西側に隣接して国道54号（鯉城通り）、北側約100mに国道183号（相生通り）及び県道164号（相生通り）が通っている。

令和3年度全国道路・街路交通情勢調査（以下「道路交通センサス」という。）の計画地周辺における調査地点の調査結果（令和3年度、平日）は、12時間交通量は15,373～47,356台、24時間交通量は19,847～65,812台である。

(2) 鉄軌道

広島市域の鉄軌道網は、広電電車、アストラムライン及びJR西日本で構成されている。

3.2.6 環境の保全等に配慮が必要な施設

施設区分別の最寄りの環境の保全等に配慮が必要な施設としては、教育施設では計画地から南南東側約140mに袋町小学校及び袋町児童館、児童福祉施設では南側約240mにHeartLine袋町保育園、介護保険サービスでは南南西約660mに医療法人三和会おおうち病院、障害福祉サービスでは東北東側約80mに児童共育コミュニティハートランド～ココロの居場所～、病院・有床診療所では北北東側約470mに地方独立行政法人広島市立病院機構 広島市立広島市民病院、図書館・公民館では北側約520mに中央図書館がある。

3.2.7 生活環境施設

(1) 上水道

広島市の令和3年度の上水道普及率は、給水区域内人口に対して98.3%である。

(2) 下水道

広島市の令和4年の公共下水道普及率は、行政区域人口に対して95.9%である。

3.2.8 環境保全のための法令等

(1) 自然環境保全等に係る地域等の指定及び規制

計画地及びその周辺における自然環境保全等に係る地域等の指定状況は、表3.2-1(1)～(2)に示すとおりである。

表3.2-1(1) 自然環境保全等に係る地域等の指定状況

| 関係法令等 | | 自然環境保全等に係る地域等の指定状況 |
|----------------------------|--|---|
| 自然 保 護 関 係 | 自然公園法（昭和32年6月、法律第161号） 広島県立自然公園条例（昭和34年10月、県条例第41号） | 計画地及びその周辺には、自然公園の指定はない。 |
| | 自然環境保全法（昭和47年6月、法律第85号） 広島県自然環境保全条例（昭和47年12月、県条例第63号） | 計画地及びその周辺には、自然環境保全地域、自然記念物の指定はない。 |
| | 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 （平成4年6月、法律第75号） | 計画地及びその周辺には、生息地等保護区の指定はない。 |
| | 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約 （昭和55年9月、条約第28号） | 計画地及びその周辺には、ラムサール条約登録湿地の指定はない。 |
| | 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約 （平成4年9月、条約第7号） | 計画地には文化遺産及び自然遺産はないが、計画地周辺には世界遺産一覧表に記載された文化遺産として原爆ドームがある。 |
| | 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 （平成14年7月、法律第88号） | 計画地及びその周辺には、鳥獣保護区等の指定はない。 |
| | 広島県自然海浜保全条例（昭和55年3月、県条例第3号） | 計画地及びその周辺には、自然海浜保全地区の指定はない。 |
| | 森林法（昭和26年6月、法律第249号） | 計画地及びその周辺には、国有林、保安林及び地域森林計画対象民有林の指定はない。 |
| 景 観 保 全 関 係 | 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法 （昭和41年1月、法律第1号） | 計画地及びその周辺には、歴史的風土保存区域の指定はない。 |
| | 景観法（平成16年6月、法律第110号） ふるさと広島の景観の保全と創造に関する条例 （平成3年3月、県条例第4号） 広島市景観条例（平成18年3月、市条例第39号） | 計画地は、景観計画重点地区（原爆ドーム及び平和記念公園周辺地区（E地区））及び一般区域に指定されている。なお、県条例に基づく届出は適用除外である。 |
| | 都市計画法（昭和43年6月、法律第100号） | 計画地及びその周辺には、風致地区の指定はない。 |

表3.2-1(2) 自然環境保全等に係る地域等の指定状況

| 関係法令等 | | 自然環境保全等に係る地域等の指定状況 |
|----------------|--|---|
| 土地 利用 関係 | 砂防法（明治30年3月、法律第29号） | 計画地及びその周辺には、砂防指定地の指定はない。 |
| | 地すべり等防止法（昭和33年3月、法律第30号） | 計画地及びその周辺には、地すべり防止地区の指定はない。 |
| | 宅地造成等規制法（昭和36年11月、法律第191号） | 計画地及びその周辺には、宅地造成工事規制区域の指定はない。 |
| | 河川法（昭和39年7月、法律第167号） | 計画地には河川区域及び河川保全区域の指定はないが、計画地周辺には一級河川に指定されている旧太田川、元安川等がある。 |
| | 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 （昭和44年7月、法律第57号） | 計画地及びその周辺には、急傾斜地崩壊危険区域の指定はない。 |
| | 農業振興地域の整備に関する法律 （昭和44年7月、法律第58号） | 計画地及びその周辺には、農業振興地域及び農用地区域の指定はない。 |
| | 都市緑地法（昭和48年9月、法律第72号） | 計画地及びその周辺には、緑地保全地域及び特別緑地保全地区の指定はない。 |
| | 国土利用計画法（昭和49年6月、法律第92号） | 計画地及びその周辺は都市地域に指定されており、農業地域、森林地域、自然公園地域及び自然保全地域の指定はない。 |
| | 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年5月、法律第57号） | 計画地及びその周辺には、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定はない。 |
| そ の 他 | 文化財保護法（昭和25年5月、法律第214号） | 計画地には国指定の史跡、名勝、天然記念物はないが、計画地周辺には国指定史跡として頼山陽居室等、国指定名勝として縮景園等がある。 |
| | 広島県文化財保護条例（昭和51年3月、県条例第3号） | 計画地及びその周辺には、県指定の史跡、名勝、天然記念物はない。 |
| | 広島市文化財保護条例（昭和43年4月、市条例第20号） | 計画地には市指定の史跡、名勝、天然記念物はないが、計画地周辺には市指定史跡として旧国泰寺愛宕池等がある。 |

(2) 公害防止等に係る地域等の指定及び規制

公害防止に係る関係法令等は表3.2-2に、その他環境の保全に関する関係法令等は表3.2-3に示すとおりである。

表3.2-2 公害防止に係る関係法令等

| 項 目 | | 関係法令等 |
|--------|-------|---|
| 環境全般 | | 環境基本法（平成5年11月、法律第91号） 広島県環境基本条例（平成7年3月、県条例第3号） 広島県生活環境の保全等に関する条例 （平成15年10月、県条例第35号） 広島市環境の保全及び創造に関する基本条例 （平成11年3月、市条例第13号） |
| 大気環境 | 大気汚染 | 大気汚染防止法（昭和43年6月、法律第97号） ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年7月、法律第105号） |
| | 騒音・振動 | 騒音規制法（昭和43年6月、法律第98号） 振動規制法（昭和51年6月、法律第64号） 騒音の規制に関する定め（昭和61年4月、市告示第96号） 振動の規制に関する定め（昭和61年4月、市告示第97号） |
| | 悪臭 | 悪臭防止法（昭和46年6月、法律第91号） 悪臭防止法による規制地域の指定及び規制基準の設定 （平成23年5月、市告示第240号） |
| 水環境 | 水質汚濁 | 水質汚濁防止法（昭和45年12月、法律第138号） 排水基準を定める省令（昭和46年6月、総理府令第35号） 水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例 （昭和46年12月、県条例第69号） 下水道法（昭和33年4月、法律第79号） 広島市下水道条例（昭和47年10月、市条例第96号） ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年7月、法律第105号） 瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年10月、法律第110号） |
| 土壌環境 | 地盤沈下 | 工業用水法（昭和31年6月、法律第146号） 建築物用地下水の採取の規制に関する法律 （昭和37年5月、法律第100号） |
| | 土壌汚染 | 土壌汚染対策法（平成14年5月、法律第53号） ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年7月、法律第105号） |
| その他の環境 | 日照障害 | 建築基準法（昭和25年5月、法律第201号） 広島県建築基準法施行条例（昭和47年3月、県条例第16号） |

